

パレスチナ占領地に関する勧告的意見に係る我が国の陳述書(概要) (2023年7月25日提出)

<中東和平に関する我が国の立場>

- ◆ 中東和平プロセスに関し、日本は二国家解決を支持。イスラエルとパレスチナの争いは、交渉及び紛争当事者の相互信頼を醸成する取組によってのみ解決可能。テロはいかなる理由をもっても正当化されない。状況の一層のエスカレーションを防ぐため、全ての関係者が最大限自制し、暴力と挑発的行動を控えるよう求める。日本はパレスチナに対して1993年以降23億USドル以上の支援を実施。和平交渉が停滞し、入植活動のような一方的措置が継続していることは遺憾。占領されたパレスチナ地域における分離壁の建設は関連する国際法規と相容れない。

<法の支配と武力による領土取得の禁止>

- ◆ 国連憲章2条4は法の支配の根幹。特に、友好関係原則宣言で改めて確認され、2004年の勧告的意見でも強調された武力による領土取得の禁止は、国際社会の防波堤。この原則は、関連する安保理決議(中東和平に関する第242号(1967)及び東エルサレム「併合」に関する第478号(1980)等)の前文においても言及されている。

<武力による領土取得の禁止の射程>

- ◆ 他国の国際的に認められた領域、又は他国の平穩に確立した支配の下にある領域に、正規又は非正規の部隊を派遣するといった、現場における威圧を通じてその領域に対する支配を獲得・強化し、そうした既成事実を作ることによって領土を取得しようとする場合、それが死傷や破壊を引き起こさないとしても、国連憲章第2条4の下で禁じられている武力による領土取得に該当し得ると考える。

<武力による領土取得の誠実な遵守の重要性>

- ◆ 中東和平に関する安保理決議第242号は、その前文で、戦争による領土取得が容認されないことや、国連憲章第2条に従って行動するという国連加盟国のコミットメントを強調している。武力の行使の禁止は戦後の国際システムの礎であり、武力による領土取得の禁止は、国連憲章の趣旨と目的を考慮しつつ、誠実に遵守されるべきである。